

松野町介護予防訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

○平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた指定事業者(平成29年4月1日以降に松野町介護予防訪問介護相当サービスの指定を受けた指定事業者)が使用。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,168	1月につき		
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任		1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818	
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを 行う場合 ×90%		1,051	
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	38	1日につき		
A2	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27	
A2	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを 行う場合 ×90%		34	
A2	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24
A2	1211	訪問型サービスⅡ					事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,335
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任	2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635			
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを 行う場合 ×90%	2,102			
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472		
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77	1日につき		
A2	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54	
A2	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを 行う場合 ×90%		69	
A2	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49
A2	1321	訪問型サービスⅢ					事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,704
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任	3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593			
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを 行う場合 ×90%	3,334			
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334		
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	122	1日につき		
A2	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85	
A2	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービスを 行う場合 ×90%		110	
A2	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算					特別地域加算	所定単位数の 15%加算
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき		
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算	所定単位数の 5%加算		1月につき		
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき		
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100			
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			